

募集

笠松町営墓地使用者

環境経済課

笠松町営墓地の使用者を募集しています。

笠松町には6つの町営墓地があり、随時新規使用申込み受付を行っています。

(緑町墓地と北及霊苑は、公募で受付を実施していましたが、11月1日から随時新規使用申込みの受付に変更します)

【申込資格】次の条件にすべて該当する方

- ・現在、親族の遺骨をお持ちの方で、町内に住所を有する方
- ・祖先または新仏の供養として、1年以内に墓標を建立できる方

【墓地使用料】

墓地名	区画の種類	基準区画の使用料	基準区画の寸法 間口(m)×奥行(m)
緑町墓地	特別区	35,000円	0.909×0.909
	甲区	35,000円	0.909×0.909
	乙区	30,000円	0.909×0.909
	旧丙区	30,000円	0.909×0.909
	丙区	30,000円	1.000×1.000
米野墓地		25,000円	1.200×1.050
下羽栗中央墓地		62,000円	1.100×1.100
中門間墓地		49,000円	1.000×1.000
下門間墓地		49,000円	1.000×1.000
北及霊苑		90,000円	1.100×1.100

この表に定める基準区画の寸法と異なるときの使用料は、この表に定める使用料に準じて算出します。

【必要書類】

- ・許可申請書に遺骨の所持を明らかにする書類(火・埋葬許可証または埋蔵証明書の写し)
- ・申請者の住民票、戸籍抄本

【申込・問合せ先】環境経済課

お知らせ

はかり定期検査

県計量検定所

商店や病院、事業所などで取引・証明に使用されるはかりは、計量法に基づく定期検査を2年に1度受けなければなりません。

この検査を受けないで、はかりを取引・証明に使用すると計量法違反行為となりますのでご注意ください。

はかりの定期検査を次の日程で行います。対象となるはかりをお持ちの方は、必ず受検してください。

検査を受けられる方は、検査場所に、はかり(付属品含む)と手数料(岐阜県収入証紙)を持参してください。

～検査対象となるはかり～

- ・はかり売り商品に使用するはかり
- ・食品関連事業所(製造・加工・販売)で商品を袋詰めする際に使用するはかり
- ・医療機関や薬局で使用する調合用のはかり
- ・学校、医療機関で健康診断に使用するはかり
- ・宅配便に使用するはかり など

【検査日程】

月日(曜日)	時間	場所	対象地域
11月	11日(火)	午前10時～11時30分	JAぎふ さかい川支店 松枝地域
		午後1時～3時	JAぎふ はぐり支店 下羽栗地域
12日(水)	午前10時～午後3時	中央公民館	全地域

【問合せ先】岐阜県計量検査所 ☎254-8188

岐阜県最低賃金

岐阜県最低賃金が、10月1日から時間額738円になりました。

【問合せ先】岐阜労働局労働基準部賃金室
☎245-8104

岐阜みなみ法律事務所

相続・遺言・離婚・借金・交通事故
などお気軽に何でもご相談下さい。

岐阜みなみ法律事務所 検索

弁護士 鈴木亨(岐阜県弁護士会所属)

岐南町八剣北4-111 奥田ビル3階 TEL(058)214-2468
(相談料:30分3,000円)(岐阜信用金庫岐南支店のビルの中です)

循環社会に奉仕する

有限会社 内田商会

生活系ごみ 事業系ごみ
引越などの粗大ごみ

羽島郡笠松町大池町9番地の1
TEL 058-388-1006
FAX 058-388-0765